令和5年度「一歩踏み込む」食品ロス削減推進事業 業務委託に係る企画競争実施要領

1 業務の名称

令和5年度「一歩踏み込む」食品ロス削減推進事業業務委託(以下「本業務」という。)

2 業務の概要

(1) 業務の目的

多様な主体(消費者,事業者等)の連携(協働)が進むよう実効性のある働きかけを行うことにより、食品ロス問題における当事者意識の向上、食品ロス削減に対する取組の認知度向上、多様な主体の協働の取組が重要であることの認知度向上、及び食品ロス削減の取組を実践する消費者や事業者の増加を目的とする。

(2) 業務の内容

本業務仕様書(別紙1)のとおり。

(3) 履行期限

令和6年3月15日(金)

(4) 予算上限額

3.285 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

※契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

3 事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 くらし共生協働課 消費者行政推進室 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電話:099-286-2530 FAX:099-286-5524

メールアドレス: zigyousidou@pref.kagoshima.lg.jp

4 企画競争に参加する者に必要な資格

次の各号全ての基準を満たしている者のみ企画競争に参加することができる。

- (1) 鹿児島県「役務の提供等に係る競争入札参加者名簿」に登録されていること。
- (2) 各種イベント実施や広報など類似実績(民間・自治体・国を問わない)があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 都道府県税に関し未納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154条)第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、事務局が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。)にない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 委託契約に係る今後のスケジュール

(2) 企画提案の質問受付期限 7月19日(水)午後5時(必着)

(3) 質問回答掲載 7月25日(火)

(4) 企画提案書等提出期限 8月24日(木)午後5時(必着)

(5) 受託事業者決定(予定) 8月31日(木)

6 応募方法

(1) 提出場所

上記3に同じ

(2) 提出方法

上記(1)の提出場所に、午前8時30分から午後5時までの間に持参又は郵送で提出すること。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出期限

令和5年8月24日(木)午後5時(必着)

- (4) 提出書類及び提出部数
 - ア 企画提案書
 - ・企画提案書作成要領(別紙2)によること。
 - イ 経費の内訳を記載した参考見積書
 - ・本業務仕様書(別紙1)の業務内容に係る見積もりについて、内訳を明記する こと。
 - ・消費税に係る課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を見積書に記載すること。
 - ・「著作権その他の権利は原則として県に帰属する」こととする(契約書上にも明 記する。)ので、その前提で見積もること。

- ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書(原本)
 - ・県内の納税事務所が過去6か月以内に発行したもの
- エ 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書(原本)
- オ 業務の実施体制 (別紙3)
 - ・契約から履行完了までのスケジュールを添付すること。
- カ これまでに実施したイベントや広報など類似事業の実績(別紙4)
 - ・実施イベントや制作物の内容が分かる資料(写真等)も合わせて提出すること。
- (5) 提出部数

正本1部,副本6部

- (6) その他
 - ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
 - イ 参考見積書は、企画競争の審査対象とする。

7 審査方法

(1) 審查方法

プレゼンテーションは行わず、企画提案書の内容で審査を行う。

(2) 企画提案内容の評価

上記(1)の企画提案書の内容を踏まえ、「一歩踏み込む」食品ロス削減推進事業業務 委託企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)において採点評価を行う。

- (3) 企画提案内容の採否
 - ア 契約相手方の候補者の決定

選定委員会での採点の結果、最も県内消費者及び事業者への周知効果が高いと認められる企画提案書を提出した者を契約相手方の候補者(以下「候補者」という。)として決定する。

- イ 審査結果の通知
 - ① 通知日

令和5年8月31日(木)

② 通知方法

企画提案書を提出した全ての者に対し、電子メールにより通知する。 なお、審査結果に係る説明は行わない。

8 応募に係る質問について

質問は、質問書(別紙5)により、FAX 又は電子メールで受け付ける(電話による質問は受け付けない)。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

- (1) 質問受付期限 令和5年7月19日(水)午後5時(必着)
- (2) 回答期限 令和5年7月25日(火)
- (3) 回答方法 質問者に対する電子メール,及び県 HP での公表

9 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案
- (2) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法,提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの

10 契約

(1) 契約手続き

候補者に対しては、審査結果の通知後、別途、県から契約締結に係る見積書の提出依頼を行う。

候補者は、見積書提出後、県から契約相手方の決定通知を受けた日から5日以内に記 名押印した契約書の案を提出しなければならない。

(2) 契約内容の協議と調整

委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。したがって、候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、義務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行う。

(3) 交渉が整わない場合

交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者を候補者とし、交渉を行う。

11 その他

- (1) 本業務の調達の提案に要する一切の費用は、企画競争参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。